

佐賀県総合福祉センター清掃作業基準仕様書

この仕様書は、作業の概要を示すもので現地の状況に応じ軽微なものは本書に記載されない事項であっても委託者が美観上または建物管理上必要と認めた作業は、受託金額の範囲内で実施するものとする。

なお、本仕様書で甲とは委託者佐賀県総合福祉センターを、乙とは受託者をいう。

1. 一般的事項

(1) 清掃委託部分

- ア. 建物 … 別紙図面のとおり
- イ. 屋外 … 主に構内進入路部分（別紙図面のとおり）
- ウ. 窓ガラス … 本館（施設棟は除く）、障害者福祉会館、SAGA パラスポーツセンターの全室

(2) 清掃日

- ア. 日常清掃 … 別紙「2025 カレンダー清掃」で指定する日（週2回、原則火・金）
- イ. 定期清掃 … 別紙「清掃作業実施基準表」を参照

(3) 清掃作業要員

- ア. 監督責任者は、専任が望ましいが、甲の承認を受けて兼任することができる。
- イ. 作業要員は、乙の専従の従事者であることが望ましい。
配置時間は午前8時30分から午後4時30分（昼休みは1時間）とする。
- ウ. 作業は特に能率的に実施させること。

(4) 使用材料

- ア. 作業に使用する材料はすべて品質良好なものであること。（工業規格品のワックス等）
- イ. 作業に使用する材料・機械・器具類・その他消耗品（トイレットペーパー・泡ハンドソープ・手洗い石鹼水・ゴミ袋）等一切は、乙の負担とし、電力・水道の費用は甲の負担とするが、これらの使用にあたっては極力節約につとめること。
- ウ. トイレットペーパーについては、「コトブキ製紙（1ロール：シングル、114mm×55m）」と同程度の物とすること。
- エ. 引火性ガソリン及びベンジン等の薬品及びリンを含む合成洗剤は絶対に使用しないこと。

(5) 作業工程

- ア. 作業の工程は、甲が別に定める「清掃作業実施基準表」に基づき実施すること。
- イ. 乙は、実施計画表をあらかじめ提出し、月単位・年単位の清掃作業については事前に事務室へ連絡し、実施後甲の検査確認を受けること。
- ウ. 請求時には、業務完了報告書を提出すること。

(6) 損害・その他

- ア. 作業実施にあたり建物・工作物・その他に対し故意または重大な過失により損害を与えたときは、乙は直ちに原状に復し、または損害を弁償すること。
- イ. 作業実施中破損箇所を発見した場合、または機械器具等の清掃にあたっては不完全な箇所を発見した場合は直ちに甲に報告すること。
- ウ. 作業にあたっては、衛生及び火気取扱いを厳重にすること。
- エ. その他細部については、甲の係員の指示を受けること。

2. 共用部分清掃

(1) 塵払い

- ア. 掃き掃除等による場合は、窓を開放して行うこと。
- イ. 塵払いをした際近くの備品その他に堆積した塵埃はその都度取除くこと。

(2) 床掃除

ア. ビニタイル

(ア) 掃き、拭き掃除

硬く絞った水拭き木布類をもって水拭き掃除をする。ビニタイル床掃除には、塵埃を除去し、モップで入念に磨き出しをする。

(イ) ワックス磨出し

掃き掃除を行った後、ポリッシャー等で汚れを除去後ワックス塗布のうえ磨き出しするが、器具の使用できないところは乾いた木布で磨き出しする。この場合移動し得る椅子・ついたて等の備品類は移動したうえ入念に掃除すること。

(注意) 水洗いする場合は、迅速に行い水分を早急に拭き取ること。

イ. 磁器タイル

(ア) 掃き掃除

(イ) 水拭き

(ウ) 水洗い・磨き出し

最初荒掃除をし、次にクリーナーを用い掃除のうえ床に付着している汚損物は、指定剤にて丁寧に除去し石鹼温水をもって全面ポリッシャーにて洗浄のうえ、汚水を拭き取り十分乾燥を待つて乾布類で拭き取ること。なお、壁を汚損しないよう留意すること。

ウ. フローリング

ワックス掛けは、掃き掃除後、床材に応じた方法で行う。

エ. 花崗岩・コンクリート

掃き、拭き掃除・洗浄磨き出し・ブラシを用い少量の石鹼水で水洗いをする。

(3) 壁及び窓台、窓枠掃除

ア. 腰面

手の届く範囲で石鹼温水をもって丁寧に拭き上げる。

イ. 窓台及び窓枠

乾拭き・・・クリーナーを用い、塵埃を払いその上を雑巾拭きする。

ウ. 窓ガラス（廊下等の間仕切り・窓ガラスを含む）

水拭き・・・両面とも石鹼温水または薬液類（スチールに有害となるもの、あるいはサッシュに塗布したペンキが溶解されるおそれのあるものは不可）をもって拭き、更に乾布で拭き磨きをする。

エ. 扉・手摺・窓等

(ア) 乾拭き

乾布で拭き上げるが、手垢のついた部分は少量の石鹼温水または清水をもって入念に拭き取りをする。

(イ) 金属部磨き出し

金具の回りの手垢等は、薬液または石鹼温水を用いて丁寧に拭き取る。

(4) 洗面所・シャワー室・便所・湯沸し場等

ア. 腰・床タイル（磁器）

水洗い・・・あらかじめ付着物を取り除き石鹼温水を用いブラシ類または雑巾をもって洗浄のうえ、硬く絞った雑巾で丁寧に拭き木布をもって仕上げる。

（注意）洗面所の床の水洗いは作業を迅速に行い、水分を早急に拭き取ること。

イ. 便器・洗面器具・シャワー

水拭き・・・便器及び洗面器、シャワー、フラッシュバルブ類は、洗浄剤を用いて丁寧に水洗のうえ布拭き掃除をする。

ウ. 湯沸台・流し

水拭き・・・清水をもって水拭きをし、磨粉または洗浄剤をもって入念に洗い、雑巾拭きをする。

エ. 便所の汚物入れ

（ア）便所の汚物は、容器から取出し、内部を水洗い掃除のうえ所定の場所に捨てる。

（イ）鏡及び物乗せは毎日乾いた布でよく掃除すること。

オ. 換気扇

洗浄剤を用いて丁寧に水洗のうえ布拭き掃除をする。

(5) その他

各階の塵容器の内外は常時清掃し、塵埃危険物類は随時庁舎外に搬出するものとする。

3. 事務室等室内

甲が別に定める「清掃作業実施基準表」に基づき実施すること。

4. エレベーター

昇降箱内壁は週1回乾拭きとし、床部は掃き掃除及び拭き掃除を随時とし、床ワックス磨き出し、金属部磨きは週1回とする。

5. 屋外（外構部）

当センター入口から体育館玄関付近までの構内進入路部分（タイル部・誘導ブロック部含む）について週1回掃き掃除をする。

この屋外清掃を実施する場合は、日常清掃の床掃除の掃き・拭き掃除のうち拭き掃除は除外するものとする。

また、定期清掃時に屋外にごみ等、汚れを認めた場合は極力これを取り除くようにする。

6. 害虫防除

年2回（6月、10月）、ゴキブリ駆除を便所・洗面所・湯沸場等の水回り箇所で実施する。

7. その他

定めのない事項が生じた時は、相互協議のうえ実施する。